

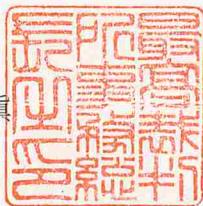
最高裁秘書第1401号

令和2年6月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村 慎



司法行政文書開示通知書

令和2年3月24日付け（同月26日受付、第014811号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年／令和元年民事訴訟、行政訴訟及び非訟事件（労働審判事件を除く。）のテレビ会議の方法による尋問等の実施状況等について（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成31年／令和元年民事訴訟、行政訴訟及び非訟事件（労働審判事件を除く。）  
のテレビ会議の方法による尋問等の実施状況等について

各庁から報告のあった実施回数等の合計は次のとおりである。

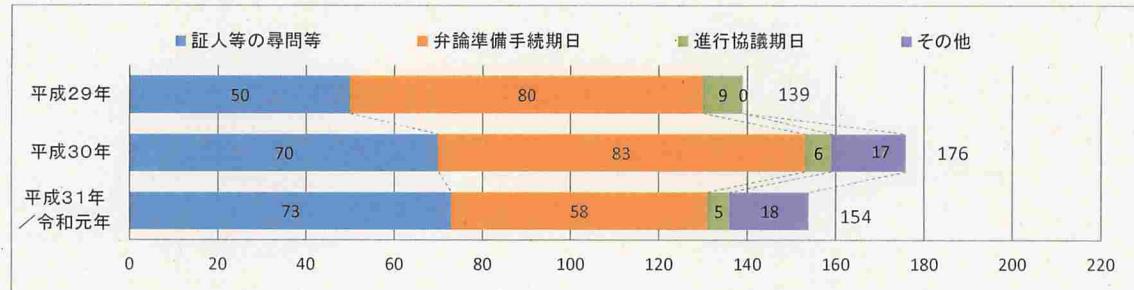
### 第1 民事訴訟

#### 1 テレビ会議の方法による尋問（民事訴訟法第204条第1号による尋問をいう。） 等の実施回数

- 平成31年／令和元年 154回

（平成30年 176回、平成29年 139回）

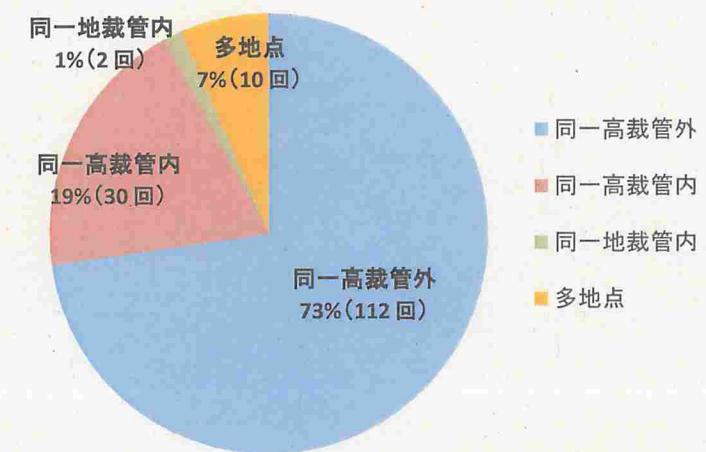
（参考）利用実績及び手続別の内訳



（参考）全ての利用における利用者別の内訳



(参考) 接続先裁判所別の割合 (平成31年／令和元年)



2 付添い、遮へいの措置の実施回数及びビデオリンク方式による尋問（同条第2号による尋問をいう。）の実施回数

	平成31年 ／令和元年	平成30年
付添いの措置の実施回数	8回	19回
遮へいの措置の実施回数	204回	243回
ビデオリンク方式による尋問の実施回数	24回	26回

※行政訴訟における実施回数を含む。

第2 行政訴訟

テレビ会議の方法による尋問（行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる民事訴訟法第204条第1号による尋問をいう。）等の実施回数（括弧内は昨年の数値）

- ・2回 (4回)

第3 非訟事件（労働審判事件を除く。）

1 テレビ会議の方法による尋問（非訟事件手続法第53条1項において準用する民事訴訟法第204条第1号等による尋問をいう。）等の実施回数（括弧内は昨年の数値）

- ・1回 (3回)

2 専門委員の利用状況（括弧内は昨年の数値）

- ・会社非訟事件 12件 (26件)
- ・民事非訟事件 0件 (0件)
- ・借地非訟事件 2件 (0件)
- ・民事調停事件 23件 (20件)